

保証団体となるための認可を申請する際の添附書類及び保証業務を廃止する際の届出に関する省令等の一部を改正する省令参照条文

自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第一百号）

（保証団体）

第七条 一時輸入書類を発給することができる者となるには、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他財務省令で定める書類を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 条約第六条1に規定する国際団体（以下「国際団体」という。）に加盟している法人であること。

二 国際団体との間に輸入税に関する保証契約を締結することが確実であること。

三 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

4～9 （省略）

通関業法（昭和四十二年法律第二百一十二号）

（許可の申請）

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を税関長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名及び住所

二 通関業務を行なおうとする営業所の名称及び所在地

三 前号の営業所ごとの責任者の氏名及び第十三条の規定により置こうとする通関士の数

四 通関業務を行なおうとする地域及びその通関業務に係る取扱貨物が一定の種類のものに限られる場合には当該貨物の種類

五 通関業以外の事業を営んでいるときは、その事業の種類

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添附しなければならない。

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴

う関税法等の特例に関する法律（昭和四十六年法律第六十五号）

（保証団体の認可等）

第十一条 国際道路運送条約第五条1に規定する権限を有する者となるには、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他財務省令で定める書類を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 国際道路運送条約第五条2に規定する国際団体に加盟している法人であること。

二 前号の国際団体との間に関税及び内国消費税（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号に掲げる内国消費税をいう。以下次条までにおいて同じ。）に関する保証契約を締結することが確実であること。

三 関税及び内国消費税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

4～9 （省 略）

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和四十八年法律第七十号）

（保証団体）

第五条 通関手帳を発給し、及び第三条の通関手帳による輸入又は保税運送がされる物品に係る輸入税を保証することができる者となるには、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を申請するには、申請書に、定款、事業計画書及び業務方法書その他財務省令で定める書類を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の認可の申請者が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 条約に基づく保証のための組織に加入することが確実な法人であること。

二 輸入税の納付その他保証団体の業務を適正に遂行するに足りる能力があること。

4～9 （省 略）

